大村入国管理センター所長 殿

2022年11月28日

移住労働者と共に生きるネットワーク・九州

共同代表 井上幸雄(福岡市:アジアに生きる会・ふくおか) コース・マルセル(福岡市:美野島司牧センター) 髙栁香代(宮崎市:多文化 design コンパス)

中島眞一郎 (熊本市:コムスタカー外国人と共に生きる会)

第 19 回大村入国管理センターと 移住労働者と共に生きるネットワーク・九州との意見交換会

大村入国管理センターへの質問と回答

貴センターにおかれましては、移住労働者と共に生きるネットワーク・九州との第 19 回目となる意見交換会をご承諾いただきありがとうございます。以下、意見交換会でご回答いただくための質問書を事前提出いたします。なお、統計数値等のご回答は、質問に時期や期間が特定されているもの以外は、2021 年中、及び 2022 年 1 月から 10 月末までのものをご回答ください。なお下線部は本年に追加したものです。

- ◎◎大村入国管理センター(以下「大村入管」と言う)からの回答については、例年同センターの同意のもとで録音した音声を起こしておりましたが、本年に限り録音は同意されず、従って参加者のメモをまとめ、事後に不明な部分を大村入管に電話で確認したうえで、成文化しました。長い回答文において、実際の回答読み上げと多少表現が異なることがあることをご了解ください。
- ◎◎集計は例年 10 月末〆切ですが、大村入管の要請により、当会の準備の都合上、**本年は 9 月末〆切の数字**になります。

I 収容施設及び被収容者の状況について

1. 2022 年 10 月末時点での収容定員と収容人員について、国籍別・年代別(10 歳代、20 歳代、30 歳代、40 歳代、50 歳代、60 歳以上)の人数及び九州以外から移送されてきた被収容者の割合を教えてください。

(昨年回答)

- 収容定員 708 名
- ・2021年10月末現在の収容人員 10名(全員男性)
- ・国籍別内訳 イラン2名、ネパール2名、ブラジル2名、ガーナ1名、スリランカ1名、 ナイジェリア1名、ベトナム1名
- · 年代別内訳 20代1名、30代3名、40代4名、50代2名

- ・九州外からの被収容者 90% 九州内からの移収者は1名 (本年回答)
- · 収容定員 708 名
- ・2022年9月末現在の収容人員13名(全員男性)
- ・国籍別内訳ベトナム6名、イラン2名、ナイジェリア2名、ネパール1名、パキスタン 1名、インド1名
- ·年代別内訳 20代4名、30代4名、40代2名、50代3名
- ・九州外からの被収容者 92.3% 九州内からの移収者は1名
- 2、2021年の平均収容期間、2022年 10月末時点での貴センターにおける最長収容期間について教えてください。

(昨年回答)

- ・平均収容期間 127.3日(2020年の平均収容期間)
- ・最長収容期間 約6年6ヶ月(2021年10月末現在)

(本年回答)

- ・平均収容期間 158.6日(2021年の平均収容期間)
- ・最長収容期間 約7年5ヶ月(2022年9月末現在)
- 3. 退去強制令書発付以来、仮放免許可がなく、継続して2年以上収容されているのは何名ですか。同様に3年以上、4年以上、5年以上、6年以上、7年以上、8年以上、9年以上、10年以上、11年以上は、それぞれ何名ですか。

(昨年回答)

2021年10月末現在 2年以上1名、3年以上3名、4年以上0名、5年以上1名、6年以上1名、7年以上0名、8年以上0名、9年以上1名、10年以上0名

(本年回答)

2022 年9月末現在 2年以上2名、3年以上1名、4年以上0名、5年以上0名、6年以上0名、7年以上0名、8年以上0名、9年以上0名、10年以上1名、11年以上0名 (記録者注:2021年、2022年ともに、「2年以上」とは、2年以上3年未満の意味)

4. 2022年10月末時点で、貴センターで6ヵ月以上の長期被収容者は何名ですか。 (昨年回答)大村入管で6ヶ月以上の長期被収容者は、9名 (本年回答)

- (9月末時点) 大村入管で6ヶ月以上の長期被収容者は、4名
- 5. 2022 年 10 月末時点で、被収容者の中で刑務所服役後に貴庁に収容されたのは何名ですか。そのうち6ヶ月以上収容されているのは何名ですか。

(昨年回答)

設問に対する集計はない。矯正施設から当センターに直接入所するわけではないため、正確な数値は提供できない。

(本年回答)

質問に対する集計はない。

(以下6から16は、2021年及び2022年1月~10月末までの期間について質問です。)

6. 被収容者の自傷行為は何件ありましたか。

(昨年回答)

自損を理由に隔離措置をとった件数

- · 2020 年
- 16 件
- · 2021 年 1 月~10 月 13 件

「自損」とは、正に言葉通りに故意に自ら自身の体を傷つける行為です。「隔離措置」とは、被収容者処遇規則第 18 条に定める措置です。

(本年回答)

要請の統計はない。自損を理由に隔離措置をとった件数

- · 2021 年
- 13 件
- •2022年1月~9月 1件
- 7. 仮放免が許可されたのは何件ですか。<u>うち職権による仮放免は何件ですか。</u>仮放免者中帰国条件付は何件ですか。また仮放免許可書で指定された住所地の地方別人数も教えてください。

(昨年回答)

・2020年 59件 (うち帰国準備14件)

関東地区 15 名、東海地区 21 名、近畿地区 16 名、中国地区 3 名、四 国地区 1 名、九州地区 3 名

・2021年1月~10月 28件 (うち帰国準備0件)

関東地区7名、東海地区9名、近畿地区11名、九州地区1名

(本年回答)

・2021年 28件 (うち帰国準備0件)職権による仮放免0件

関東地区7名、東海地区9名、近畿地区11名、九州地区1名

・2022年1月~9月 2件 (うち帰国準備0件) 職権による仮放免0件

関東地区1名、東海地区1名

8. 2022 年 10 月末時点で、貴センターにおける収容が 1 年を超える被収容者で、2022 年 1 月~10 月に仮放免申請を 1 回もしていないのは何名ですか。

(昨年回答) 6名

(本年回答) (9月末時点) 2名

9. 2021 年と 2022 年 1 月~10 月の仮放免許可の期間が 14 日前後であったのは何件です

か。

(昨年回答)

2020年 1件

2021年1月~10月 0件

※回答には土日を含むため、14日前後と理解を。

(本年回答)

2021年 0件

2022年1月~9月 0件

10. 2021 年と 2022 年 1 月 \sim 10 月で、官給食を食べない「拒食」ののち仮放免が許可されたのは何名ですか。

(昨年回答)

2020年 25名

2021年1月~10月 19名

(本年回答)

2021年 19名

2022年1月~9月 1名 計20名

11、2021年と 2022年1月~10月で、退去強制令書執行、移収及び仮放免以外で貴センターを出所した人は何名ですか。うち再審情願が認められ、在留特別許可を受け、「許可」で出所した人は何名ですか。その在留資格も教えてください。

(昨年回答)

(収容を解かれたもの) 集計なし

退去強制令書執行、移収及び仮放免以外

2020年 2件

2021年1~10月 0件

(本年回答)

退去強制令書執行、移収及び仮放免以外

2021年 0件

2022年1~9月 2件

他の集計はない。

12. 国費送還者は何名いましたか。そのうち本人の意思に基づかない送還者は何名ですか。 また自費で出国した人は何名ですか。

(昨年回答)

※以下の数には当所で送還の設定をした後に他の地方入管へ移収した場合も含む。

・国費送還者 2020年 19名 うち送還忌避者5名

2021年1月~10月 5名 うち送還忌避者0名

・自費出国者 2020 年 37 名

2021年1月~10月 6名

(本年回答)

※以下の数には当所で送還の設定をした後に他の地方入管へ移収した場合も含む。

国費送還者 2021 年

6名 うち送還忌避者1名

2022年1月~9月 11名 うち送還忌避者5名

・自費出国者 2021年 7名 2022年1月~9月 1名

13. 苦情申し立て(不服申し出)は何件ありましたか。その内容の主なものは何ですか。 (昨年回答)

· 2020 年 15 件

・2021年1月~10月 4件主な内容は処遇に対する不満だった。

(本年回答)

• 2021 年 4 件

・2022年1月~9月 0件主な内容は処遇に対する不満だった。

14. 宗教行事を希望したのは何名ですか。

(昨年回答)

2020年4月以降は、コロナ対策の一環として、宗教行事の礼拝は実施していない。

・2020年 ラマダン期間に8名が断食の実施を希望し、給食支給時間を変更 する等の配慮をした。

・2021年1月~10月 ラマダン期間2名が断食の実施を希望し、給食支給時間を変更する等の配慮をした。

(本年回答)

2020年4月以降は、コロナ対策の一環として、宗教行事の礼拝は実施していない。 2022年6月よりセンター内での宗教行事を再開。 9月までに延べ8人参加

- ・2021 年 ラマダン期間に2名が断食の実施を希望し、給食支給時間を変更 する等の配慮をした。
- ・2022年1月~9月 ラマダン期間に断食の実施を希望するものはなかった。
- 15. 性的マイノリティーで特別な処遇をした人数を教えてください。該当者がいる場合はその人数とどのような立場の方が関わり、どのような処遇をしましたか。

(昨年回答)

該当者はなし。該当者がいる場合は本人の意思を確認した上で人権に配慮した適切な処遇 を行っている。

(本年回答)

該当者はなし。該当者がいる場合は本人の意思を確認した上で人権に配慮した適切な処遇 を行っている。

16. 2022 年 10 月末時点で、被収容者の中で難民認定申請及び審査請求をしているのは何名ですか。

(昨年回答) 1名

(本年回答) (9月末時点) 2名

Ⅱ 医療スタッフ及び医療ケアについて

1. 2022 年度の医療スタッフについて、昨年と比べて医師、看護師、薬剤師その他職種の内訳や診察日等で変化があれば教えてください。

(昨年回答)

本年8月2日、常勤医師は退職している。精神科の非常勤医師の診察は月に1回。その他については、昨年度と基本的に変更はない。非常勤医師は3名で、うち1名は医師3人のいずれかが交替で派遣され実施。診療日は前年と同様に週4回、月曜、火曜、水曜、金曜。その他変更なし。

**「精神科の非常勤医師の診察の月に1回は、定例ではなく、診察希望がある場合、月1回までは、診察を行う、ということである。」(補足説明)

(記録者注:1昨年公表)

- **診療科目別では、内科1名、外科(消化器外科)2名。科目別診療回数では、内科2回(月曜、火曜、ともに午前)、外科(消化器外科)2回(水曜、金曜、ともに午前)。
- **常勤看護師2名、非常勤看護師1名。
- **非常勤歯科医師は週1回(金曜午前)
- **薬剤師はなし。臨床心理士1名が月2回午後に。

(本年回答)

本年4月1日より内科の常勤医師1名補充、常勤薬剤師1名も補充。外科(消化器外科)は、水曜、金曜の各9-12時。精神科の月1回はなし。歯科は変更なし。現在整形外科医師1名、精神科医師1名をツイッターで募集中(記録者注:大村入管のツイッター@IMMI OMURA2では2023年4月より勤務)

(記録者注:)

**診療科目別では、内科1名、外科(消化器外科)非常勤6名。科目別診療回数では、 内科2回(月曜、火曜、ともに午前9-12時)、外科(消化器外科)2回(水曜、金曜、 ともに午前9-12時)。

- **常勤看護師2名、非常勤看護師1名。
- **非常勤歯科医師は週1回(金曜午前)
- **臨床心理士1名が月2回午後。
- 2. 2021 年及び 2022 年 1 月~10 月の期間中の、メンタルケアの専門家によるカウンセリングの延べ件数と、<u>実際に利用した人数</u>を教えてください。また通訳がついた件数と言語の内訳を教えてください。

(昨年回答)

・2020年 ・2021年1月~10月 延べ102件 延べ64件

・ 通訳が付いた件数

2020 年

21 件 (ポルトガル語 10 件、英語 7 件、スペイン語 3 件、

ネパール語1件)

2021年1月~10月

6件(アラビア語4件、ネパール語2件)

(本年回答)

・2021 年延べ68件実際に利用した人数17名・2022 年 1 月~9月延べ17件実際に利用した人数6名

・通訳が付いた件数

2021年 6件 2022年1月~9月 3件

言語の内訳は、個人が特定されかねないので控える。

3. 2021 年及び 2022 年 1 月~10 月の期間中に、外部の医療機関での受診・検査は何件ありましたか。診療科毎に教えてください。そのうち救急搬送は何件ありましたか。

(昨年回答)

・2020年

86 件(内訳は、耳鼻咽喉科 15 件、整形外科 12 件、皮膚科 10 件、歯科 10 件、眼科 9 件、救急外来 9 件、総合診療科 6 件、神経内科 6 件、内科 5 件、泌尿器科 3 件、総合介護 1 件) うち救急搬送 3 件

※昨年報告した「2020年1月~10月」の件数で誤りあり。「歯科口腔外科」13件を10件、「救急搬送」1件を3件に訂正。「代謝内科」は内科に計上していた。「その他3件」と答えていたが、受診・検査と異なることが分かったため、記載を省略します。申し訳ありません。

・2021年1月~10月 69件(内訳は、整形外科16件、泌尿器科14件、内分泌代謝内科 11件、神経内科6件、耳鼻咽喉科4件、皮膚科3件、脳神経内科 3件、眼科2件、総合診療科2件、形成外科2件、肛門科2件、 救急外来1件、歯科1件、循環器内科1件、放射線科1件) う ち救急搬送0件 (本年回答)

• 2021 年

75 件(内訳は、整形外科 16 件、泌尿器科 15 件、内分泌代謝内科 11 件、神経内科 6 件、耳鼻咽喉科 4 件、皮膚科 3 件、脳神経内科 3 件、歯科 3 件、眼科 2 件、総合診療科 2 件、形成外科 2 件、肛門科 2 件、肝臓内科 2 件、救急外来 1 件、循環器内科 1 件、放射線科 1 件、内科、1 件) うち救急搬送 1 件(内科)

- ・2022年1月~9月 32件(内訳は、泌尿器科13件、総合診療科8件、内科5件、皮膚科2件、脳神経内科2件、肝臓内科1件、消化器内科1件)うち救急搬送0件
- 4. 2021 年及び 2022 年 1 月~10 月の期間中に、外部の医療機関に入院または福祉施設に入所したのは何名ですか。また延べ入院・入所日数は何日ですか。また 2022 年 10 月末時点の入院・入所者数は何名ですか。

(昨年回答)

2020年

1人 延べ303人

**303 人は医療機関と福祉施設の入院日数の合計。昨年回答の 213 人は医療機関の入院日数 (後日補足説明)

2021年1月~10月 0人

2021年10月末の入院者なし

(本年回答)

2021年

1人 延べ 22日

2022年1月~9月 1人 延べ255日

2022年9月末の介護施設入所者1名

5. 2021 年及び 2022 年 1 月 \sim 10 月の期間中に、施設内の医師の診察で、被収容者に通訳がついた件数と言語の内訳を教えてください。

(昨年回答)

· 2020 年

31 件 (ポルトガル語 21 件、ウルドゥー語 3 件、ネパール語 3 件、 シンハラ語 3 件、中国語 1 件)

※昨年(2020年1月~10月)の件数計上に誤りがあり。昨年ネパール語は4件でしたが、 実際は3件、ウルドゥー語2件は実際3件です。

・2021年1月~10月 29件(アラビア語8件、ベトナム語7件、中国語6件、スペイン 語4件、ネパール語3件、ポルトガル語1件)

(本年回答)

- · 2021 年
- 32 件
- 2022 年 1 月 ~ 9 月 40 件

言語の内訳は、個人が特定される恐れがあるため控える。

6. 2022年10月末時点で、被収容者の治療のための施設内の常備薬で、どのような種類

の病気に対応できていますか。また常備薬は何種類ですか。薬が使用されたのは年間で何 件ですか。また昨年と変化しているものがあったら教えてください。

(昨年回答)

・常備薬は13種類。内訳は昨年度と同様。(記録者注:昨年公表、使用頻度が多いのは外 用薬で主に湿布、鎮痛薬、感冒薬)

使用実績は 2020 年

21,095件

2021年1月~10月 8,252件

(本年回答)

・常備薬は13種類。内訳は昨年度。

使用実績は 2021 年

8,689件

2022年1月~9月

382 件

7. 精神安定剤、睡眠導入剤、抗精神病薬等について変更はありましたか。

(昨年回答)

・精神科の薬に変更点はない。精神科だけではなく、他の処方薬と同様に医師が必要と認 めて処方できるように調達している。

(本年回答)

- ・薬に変更点はない。
- 8. 2021 年及び 2022 年 1 月~10 月の期間中に、施設内でのレントゲン撮影は何名の被収 容者に実施しましたか。現在も入所時に実施していますか。

(昨年回答)

- 2020 年 135 件
- ・2021 年 1 月~10 月 32 件 現在も入所時に胸部レントゲン撮影をしている。 (本年回答)
- · 2021 年 38 件
- ・2022 年 1 月 ~ 9 月 23 件 現在も入所時に胸部レントゲン撮影をしている。
- 9. 車いすのまま入室できる居室の定員と、その稼働実績(延べ利用日数)を教えてくだ さい。

(昨年回答)

車いす対応居住区が、どの程度のものを想定しているか不明のため、何とも言えない。居 住施設としてバリアフリーに完全に対応し、車いすを一人で操作し何ら不自由なく生活で きるということであれば、該当する施設はない。車いすのまま入室できる居室は4部屋あ り、各3人の定員。稼働実績はない。

(本年回答)

車いすのまま入室できる居室は4部屋あり、各3人の定員。稼働実績はない。

Ⅲ 被収容者の処遇について

1. 大村入国管理センターの令和4年度(2022 年度)予算とその内訳を教えてください。うち外部の警備業者への委託費用はいくらですか。

(昨年回答)

収容所の維持及び被収容者の処遇に必要となる物件費は、令和3年度予算額 約1億6,700 万円

(本年回答)

収容所の維持及び被収容者の処遇に必要となる物件費は、令和4年度予算額 約1億5400 万円。本年度から外部の警備業者への委託はない。

(質問に答えて) 昨年まで外部の警備業者に委託していた業務は、警備のカメラのモニターチャックや面会など

2. 被収容者のための医薬品費(介護費用を含む)の総額を教えてください。

(昨年回答)

被収容者のための医療関係経費の総額

令和2年度 約1,500万円

令和3年度は上半期 約200万円。

(本年回答)

被収容者のための医療関係経費の総額

令和3年度約800万円

令和4年度は上半期 約800万円。

(質問に答えて)福祉施設入所の被収容者に 24 時間ついているガードマンの費用もこれに含まれる。

3. 2022年10月末時点で、昨年度に比べて職員体制と定数で変更があれば教えてください。

(昨年回答) 64名で、昨年と変更なし。

(本年回答) 77 名。

(質問に答えて) 増員は主に処遇部門。

4. 2022 年 1 月~10 月で、処遇部門の職員で、退職又は休職があれば人数を教えてください。2022 年 9 月末時点の欠員と休職者があれば教えてください。

(昨年回答)

2021年1月~10月の間、自己都合の退職者1名、病気休職者なし。

2021年9月末の欠員なし、10月の病気休職者なし。

(本年回答)

2022 年1月~9月の間、自己都合の退職者なし、病気休職者なし。 2022 年9月末の欠員なし。

5. 2022 年 10 月末の 1 部屋の平均収容人数は何名ですか。

(昨年回答)

本年4月12日から新型コロナウイルス感染防止のため、一人一部屋で運用。2021年10月末の平均収容人数は計算上0.3人となる。

(本年回答)

2022年9月末の平均収容人数は1.2人となる。

(質問に答えて)収容の関係上1部屋に2名もある。

(質問に答えて) 計算方法を変更して被収容者人数/使用している実部屋数。

(記録者注) 昨年までは、使用しているブロックの空部屋も分母に入れた計算で、昨年の数字は 0.3 人。 (10 人/30 部屋-6 つの区画の空室を含む各 5 部屋の合計は 30 部屋)。本年は、空部屋を除いて、使っている部屋のみを分母にして計算している。 (外部の福祉施設入所 1 名を除くと、12 人/10 部屋。昨年までの計算なら、使っている区画は、最低 3 つ X 5 部屋で 12 人/15 部屋で 0.8 人)

6. 運動時間、入浴、洗濯などについて、昨年から変更はありますか。

(昨年回答)

運動時間、入浴、洗濯などについて変更はない。

(本年回答)

運動時間、入浴、洗濯などについて変更はない。

7. 2022 年 10 月末現在の食事のパターンは何種類ですか。3 食の配布時間を教えてください。イスラム教徒に食事を提供する際、どのような配慮がなされていますか。

(昨年回答)

現在の食事パターンは2021年10月末の段階で5種類。

(本年回答)

現在の食事の配布時間は、7:30、11:30、17:00。パターンは 2022 年 9 月末の段階で 5 種類。 イスラム教の禁止事項に配慮した食事など。

8. 2021 年及び 2022 年 1 月~10 月の期間中に、面会者は延べ何名の被収容者と面会していますか。

(昨年回答)

- ・2020年 延べ2,272名
- ・2021年1月~10月 延べ 910名

(本年回答)

- ・2021年 延べ1,030名
- ・2022年1月~9月 延べ 260名
- 9. 一般用面会室の運用につき、1回で出来る面会申出件数は3件、面会時間の制限の可能性、可能な限り4室の使用に努めること等、昨年から変更はありますか。

(昨年回答)

・一般面会室の運用は昨年度から変更はない。一般面会室以外の運用については昨年4月から弁護士面会室及び家族面会室の使用を禁止している。一度に申請できる面会件数は3件までで、可能な限り奥の面会室を使用して対応するようにしている。

(本年回答)

・一般面会室の運用は昨年度から変更はない。

(記録者注:1昨年回答)

一般面会室以外の運用については昨年4月から弁護士面会室及び家族面会室の使用を禁止 している。一度に申請できる面会件数は3件までで、可能な限り奥の面会室を使用して対 応するようにしている。

10. 名古屋入管では、本庁策定の「オンライン面会試験運用要領(改訂)(令和4年4月13日付入管庁警第80号)に基づき、令和4年5月12日付で「オンライン面会用タブレット端末の運用及び管理要領」を策定していると聞いています。貴センターでは策定されていますか。その予定はありますか。

(本年回答)

令和4年3月11日付で「オンライン面会用タブレット端末の運用及び管理要領」を策定している。東京、大村等全国6か所の官署間でオンライン面会を試行中。領事館員と訴訟代理人又は弁護人である弁護士のみ利用可能。東京の弁護士に、オンライン面会の設備のある東京入管に出向いてもらい、大村入管の被収容者とオンラインで面会できる。ツイッターで紹介している。

(記録者注)

大村入管のツイッター @IMMI_OMURA2

11. **2021** 年の、仮放免許可申請の件数と申請の受理から結果を本人に通知するまでの期間の平均日数を教えてください。<u>昨年の回答で「その他、職権による仮放免許可が 13 件」</u>とされています。「申請による仮放免許可」と「職権による仮放免許可」の違いは何ですか。

許可に付される条件等についても違いがあれば教えてください。

(昨年回答)

・2020年の仮放免申請件数は 105件、平均処理日数は 46.4 日。その他、職権による仮放免 許可が 13件。

(本年回答)

・2021年の仮放免申請件数は36件、平均処理日数は47.8日。

「職権による仮放免許可」は、所長の権限で行っている。「申請による仮放免許可」と「職権による仮放免許可」の、両者の条件等についての違いはない。

12. かつて難民認定され、その後服役後に退去強制令書を発布され、貴センターで数年間の収容ののち、在留特別許可を受けて収容を解かれた人がいました。一般論としてこの人のようなケースの場合で、仮放免許可ではなく、在留特別許可になるとしたらその理由を何ですか。教えてください。国籍国への送還が見込めず、入管法第53条第二項各号記載の国への送還が見込めない場合、入管は出国の協力を被収容者に強く要請するしかない状態で、収容を数年間も続ける根拠は何ですか。

(本年回答)

個別の事案についてはお答えできない。一般論として入管法第24条各号の退去強制事由に該当する外国人は、退去強制手続にされる。被退去強制令者において、入管法第53条第二項の各号の規定により、当該国への送還が見込めない場合でも、当該国以外への送還の余地がある。

IV 2019年6月当センターにおいて、および2021年3月の名古屋入管において、被収容者の死亡事件とその再発防止策について

1. 2022年10月末時点で、官給食を食べない「拒食」とされたのは何名ですか。 (昨年回答)

「拒食」とされたというところが、意味が必ずしも明確ではないが、2021 年 10 月末現在で「拒食」している者はおりません。

(本年回答)

2022年9月末現在で「拒食」している者はおりません。

2. 2019 年 6 月 24 日に発生したN国籍の被収容者の死亡から3年余りが経過しました。 今後の再発防止策として、どのような対策が取られましたか。

(昨年回答)

昨年回答したとおりです。

(記録者注:1 昨年公表)

**死亡事案の詳細については、本庁による調査結果報告に記載されているとおり。当所においては本件のような事案が発生したこと自体を重く受け止めており、今後は同種事案の再発を未然に防止し、並びに更なる適切な処遇につなげていかなければならないと考えている。尚、事案発生後は現場からの報告体制や各担当官での情報共有を一層密にしたほか、拒食の防止及び早期終了に向けた説得、カウンセリング等の取り組みをより積極的に実施し被収容者の動静、監視と容態観察の強化に努め、もし異変が認められれば迅速な対応をとることができるよう体制づくりをしている。

(本年回答)

現場からの報告体制や各担当官での情報共有を一層密にしたほか、拒食の防止及び早期終了に向けた説得、カウンセリング等の取り組みをより積極的に実施し被収容者の動静、監視と容態観察の強化に努め、もし異変が認められれば迅速な対応をとることができるよう体制づくりをしている。

3. 土日休日や夜間等医師不在時で、被収容者の救急対応が必要な場合に、常勤医の役割 等どのような体制がとられていますか。

(昨年回答)

常勤医は退職していますので、被収容者の救急対応が必要な場合の対応は、昨年お答えし た通りです。

(記録者注:1 昨年公表)

**土日、休日、夜間等の医師不在時に被収容者の体調不良が認められる時は、体温、血 圧等を測定し、看護師の助言を受け外部医療機関に搬送する等適切に対応している。急を 要する症状の場合には直ちに外部病院搬送、または救急車の出動を要請している。

(本年回答)

本庁策定のマニュアルに従い、土日、休日、夜間等の医師不在時に被収容者の体調不良が認められる時は、体温、血圧等を測定し、常勤医の指示を受け外部医療機関に搬送する等適切に対応している。急を要する症状の場合には躊躇せず救急車の出動を要請している。

4. 被収容者の突然死を避けるために貴センターが行っている対策を教えてください。 (昨年回答)

被収容者の動静把握につとめ、体調不良の者がいれば当該被収容者の状況を医療機関・医療関係者に伝え助言を受けながら庁内診療や外部診療を実施する。

(本年回答)

新規入所時の健康診断(胸部レントゲン検査、血液検査、尿検査など)を実施し、現在の 状況把握等、被収容者の把握に努めている。収容後は被収容者の動静把握に努め、体調不 良の者がいれば当該被収容者の状況を常勤医師等に伝え、指示を受けながら庁内診療や外 部診療を実施する。なお、被収容者の健康診断や診療実施した場合は、その翌日などに所 長、常勤医師等でその情報を共有しつつ、今後の医療対応を意見交換するなど 挙所一体 となって被収容者の健康管理に意を用いている。

V 新型コロナウイルス感染対策関連

1. 被収容者への新型コロナウイルス感染防止の考えと具体策を教えてください。 (昨年回答)

昨年回答しているとおりです。

(記録者注:1昨年公表)

- **入管収容施設は閉鎖空間であり、ひとたび新型コロナ感染症の感染が発生した場合、 感染拡大の危険性が特に大きく、職員及び被収容者の感染防止を徹底して行う必要がある。 具体策としては、外部からのウイルスの侵入、すなわち飛沫感染または接触感染による感 染発生を防止し、万が一感染が発生した場合には二次感染を徹底的に防止することとして いる。
- ・その他に、具体策として、職員の出勤・退職時に検温による健康観察の実施、収容室の 三密に配慮して、原則一人一部屋で運用している。

(本年回答)

・職員の出勤・退勤時に検温による健康観察の実施の外、被収容者の新規入所は、経過観察期間として 5 日間のスクリーニングを行い、入所直後にウイルス検査で陰性を確認の上で、入所時健康診断を実施している。陰性確認後他の収容者と混収している。入所後発熱者に対しては、健康観察期間終了後 2 回の PCR 検査を実施している。また被収容者に感染が疑われるときは、幅広にウイルス検査を実施している。

(質問に答えて)収容室の三密に配慮した原則一人一部屋での運用はやめている。1部屋に 2名もある。

2. 本年8月中頃被収容者に対して新型コロナウイルスの PCR 検査が実施されました。所内で感染者が出たのでしょうか。もしそうならこの感染状況と、被収容者への対処、感染の原因と今後の対策について教えてください。

(昨年回答)

・これまで、当所処遇部門の職員2名の新型コロナウイルス感染が判明している。感染経路は2名とも不明。陽性者が判明した際に、当該陽性者と接触が認められた職員等を自宅待機措置とした上で、当所の全職員(業者を含む)、全被収容者に対してPCR 検査を実施して陰性を確認することで感染拡大を防止している。被収容者に陽性判明者が発生した場合の措置は昨年お答えした通りです。

(記録者注:1 昨年公表)

**感染者が発生すれば、入管施設における新型コロナウイルス感染症マニュアルに基づ

いて対応する。被収容者に感染が発生すれば直ちに他の被収容者と接触しない収容区に分離して収容することは当然だが、濃厚接触した被収容者についても同様に分離のうえ容態を観察し、感染者が発生した収容区域で勤務していた職員等、濃厚接触者となる職員についても一定期間自宅待機を指示することになる。職員に感染が発生した場合も、濃厚接触者を特定し分離、容態観察をすることになる。被収容者の陽性判明者については、年代のみの公表が予定されている。

・ワクチン接種を希望する被収容者は、既に接種を終了している。なお、今後ワクチン未接種の新規入所者に対する接種は、大村市から医療機関における個別接種により対応する旨説明があって同人に係る接種券の発行は、大村市に個別に相談して対応してもらうことになっている。

(本年回答)

・新型コロナウイルス感染はありません。

VI 入管法の問題点と貴センターの再編

1. 外国人の退去強制手続きで、収容の要否や期間、仮放免の可否のどれも、法務省・入管庁の裁量のもとで長期収容が増加し、人権侵害事例が多発し、貴センターを含む入管の収容施設内で、死亡事案が過去多数起きてきました。そこには、在留資格を失った外国人を原則全員収容する「全件収容主義」の問題や、司法審査を経ることなく入管の裁量で送還まで無期限に収容できる問題があります。全件収容主義を廃止することや無期限収容の解消について、貴センターの考えを教えてください。

(昨年回答)

ご指摘の全件収容主義の廃止等については、入管法の改正に関係することで、当所においては、お答えはむずかしい。

(本年回答)

ご指摘の全件収容主義の廃止等については、入管法の改正に関係することで、当所においては、お答えはむずかしい。

2. 新型コロナウイルスによる施設内感染防止のための仮放免者が多かったこともありますが、被収容者の人数が、昨年 10 月末の 10 名以来 1 桁になっています。それ以降新たに移収されてくる被収容者の移送元は、ほぼ中四国、九州内と思われます。そして送還忌避者の強制送還も含めて、多くの人が数か月内に帰国していると思われます。入国者収容所が大村市に存在する意義は何でしょうか。教えてください。

(本年回答)

法務省設置法第30条第2項で、入国者収容所は、本邦からの退去を強制される者を収容し、 および送還する事務をつかさどる、とされている。また入国者収容所組織規則において、 組織、位置、名称が規定されている。なお、ご質問の意義については、お答えする立場にない。

3. ウクライナから日本への避難民のうち、日本に知人等がいない人について、入管庁は、 在留資格の対応のみならず、入管庁が窓口となり、住宅支援、生活支援、日本語学習支援 を行っています。当入国者収容所の施設を、入管庁管理のまま難民やウクライナ避難民同 様の補完的保護が必要な人たちを一時的に受け入れる施設として目的を変更し、そのため に施設を作り変えることを検討しませんか。

(本年回答)

ご意見として伺っておきます。